

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について Q&A

Q1 総合事業はどういう人が使えますか？

A1 以下に該当した方がご利用できます。

- ①平成29年4月1日以降に、新規で要支援1、2に認定された方、または、基本チェックリストで事業該当者となった方
- ②現在介護認定を受けている方で、更新認定により要支援1、2に認定された方、または、基本チェックリストで事業該当者となった方
- ③一般介護予防事業は、65歳以上の方で常総市の被保険者であれば、どなたでも利用できます。

Q2 基本チェックリストを受けないと、いきいき教室などの一般介護予防事業は利用できないのですか？

A2 いいえ、65歳以上の方で常総市の被保険者であれば、基本チェックリストを受けていなくとも、どなたでもご利用できます。

Q3 要介護1～5の認定を受けると総合事業は利用できないのですか？

A3 介護予防・生活支援サービス事業は利用できません。介護サービスをご利用ください。ただし、一般介護予防事業は要介護認定を受けた方でも、ご自身の状態に合わせてご利用できます。

Q4 総合事業が始まると、現在要支援1、2の人が利用しているサービスは使えなくなるのですか？

A4 必要に応じて、今までと同じ内容のサービスを引き続きご利用いただくことができます。

Q5 基本チェックリストを受けるだけで、要支援認定者と同じサービスが使えるのですか？

A5 基本チェックリストで該当となった方は、総合事業（訪問介護や通所介護）と一般介護予防事業がご利用になれます。

介護保険の次のサービスをご利用になりたい方は、これまでと同じように介護認定を受ける必要があります。

- ・通所リハビリテーション ・訪問リハビリテーション ・訪問看護 ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導 ・ショートステイ ・住宅改修
- ・福祉用具のレンタル・購入 など。

Q6 現在60歳だが、総合事業のサービスは使えませんか？

A6 65歳未満の方は、第2号被保険者として特定疾病の確認が必要ですので、基本チェックリストのみではご利用になれません

介護認定を受けて、要支援1、2に該当すればご利用することができます。